|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| ※昼休憩時に理事者から、委員会において発言及びこれに要する資料配付の申し出があり、持ち回り代表者会議で協議（了承）。    ◎ 一般審査の終了について  　　　　・大橋委員（維新）の質問の終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。  　◎ 知事質問の取扱いについて  　　１　知事への質問要求  　　　　〔別紙「都市住宅常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕  　　　　・これまでの審査過程で１名の委員から知事への質問要求があり、項目について確認を行ったところ、公明から、八重樫委員の通告の２項目のうち１項目「水防法に基づく内水ハザードマップ作成・公表に向けた市町村支援について」の取下げの申し出あり。  　　　　・各会派の質問持ち時間は、公明党１０分。  　　２　質問順位  　　　　・質問者は、八重樫委員の１名のみ。  　　　　・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。  　　　　・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。  　　３　知事質問の日程  　　　　・議長団において調整の結果、１０月１７日(火)午後２時３０分から行うことを報告。  　　　　・知事質問は、第１委員会室で実施。  　　４　知事質問日の委員会の進め方  　　　　・委員会再開後、知事質問を実施。  　　　　・質問終了後、暫時休憩、その間に代表者会議を開会し、付託案件に対する賛否等を確認。  　　　　・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。 |